

申告の受け付けが始まります

市・県民税の申告手続き期間が2月16日から始まり、申告期限間近になると受け付け窓口は大変混雑しますので、早めに手続きをしましょう。

▼提出期間 2月16日(金)～3月15日(木)

※土・日曜日を除く

▼提出場所 市役所1階税務課・野栄総合支所

申告の必要な人

市・県民税の申告が必要な人

平成30年1月1日現在で匝瑳市に住所があり、次の要件に当てはまる人は、市・県民税の申告が必要です。

- 29年中に所得のあった人
- 給与所得者で、次のいずれかに当てはまる人
 - ・勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書の提出がなかった人
 - ・給与所得や退職所得以外の所得額が合計20万円以下の人
- 公的年金所得者で、次のいずれかに当てはまる人
 - ・源泉徴収票の控除内容に変更または追加のある人
 - ・年金収入金額が400万円以下で、それ以外の所得額が合計20万円以下の人

●無収入だった人、または非課税所得のあった人

※29年中に、①所得のなかった人②扶養されていた人③11年4月1日生まれ以前の学生④非課税所得のあった人は、申告書の裏面にその旨を記載し、提出してください。

《申告書を1月に郵送しました》

申告が必要と思われる人に、1月下旬に市・県民税申告書を郵送しました。届かなかった人で申告書が必要な人は、市役所税務課まで連絡してください。

所得税の確定申告が必要な人

次のいずれかに当てはまる人は、所得税の確定申告が必要です。

- 事業所得や不動産所得などがあり、所得額の合計額が控除額の合計額を超える人
- 給与収入額が2000万円を超える人、または給与を2か所以上から受給

している人

●給与所得や退職所得以外の所得額が合計20万円を超える人

●公的年金の収入額が400万円を超える人、または400万円以下でそれ以外の所得額が合計20万円を超える人

●土地や建物などを売った譲渡所得のあった人

《還付申告は期間前でも可能です》

給与所得者や年金所得者などで、源泉徴収された所得税について住宅ローン控除や医療費控除などによる還付を受ける場合は、2月16日以前でも申告書を提出できます。

マイナンバーの記載が 必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告手続きなどには、「マイナンバー(個人番号)」

“医療費控除”の 税制改正

医療費控除などに関する税制が改正され、新しい控除制度が始まりました。これにより医療費控除を受ける手続きが一部変更されました。

「セルフメディケーション 税制」の新設

「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」とは、平成29年1月1日～33年12月31日の間、健康の維持増進・疾病予防として一定の取り組み(人間ドックや健診などの受診)を行った人を対象にした税控除制度です。

この制度では、取り組みを行った本人が、自分自身または生計を同一にする家族のために「スイッチOTC薬(処方箋を必要としないドラッグストアなどで購入できる医薬品)」を購入した場合、購入費の合計から1万2000円を差し引いた額(最高8万8000円)の所得控除を受けることができます。





【別表】申告書作成相談会などの日程

開催日・受付時間	会場	対象
申告書作成相談会		
2月9日(金)・13日(火) 9時30分～12時、13時～15時30分	市民ふれあいセンター	所得税(譲渡所得者含む)、消費税、事業税、市・県民税の申告
税理士による無料申告相談会		
2月9日(金)・13日(火) 9時30分～12時、13時～15時30分	市民ふれあいセンター	小規模事業者など(医師、弁護士、譲渡所得者を除く)
申告相談・受け付け		
2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜日を除く 9時～12時、13時～16時	【相談】市民ふれあいセンター、野栄総合支所 【提出のみ】市役所1階税務課、野栄総合支所	原則、譲渡所得者および消費税申告は除く。
日曜申告相談・受け付け		
2月25日(日)、3月11日(日) 9時～12時、13時～16時	市民ふれあいセンター	原則、譲渡所得者および消費税申告は除く

軽自動車などの廃車・名義変更

届け出は 3月30日までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、年度途中に廃車などの手続きをしても年税額が掛かります。廃車などの手続きが必要な人は、3月30日(金)までに届け出をしてください。

盗難に遭ってしまっても、警察へ盗難届を提出しただけでは廃車にはなりません。届け出をした警察署名、届け出年月日、受理番号を控えた上で、廃車の手続きをしてください。

◆廃車・名義変更・住所変更などの届け出先

【125cc以下のバイク、小型特殊自動車】

市役所1階税務課(市民税班) ☎73-0087

【125cc超えのバイク】

関東運輸局千葉運輸支局 ☎050-5540-2022

【三輪または四輪の軽自動車】

軽自動車検査協会千葉事務所 ☎050-3816-3114

☎税務課市民税班 ☎73-0087

相談会場を開設して、申告書作成のアドバイスを行います(別表)。次の書類などを持参してください。なお、会場混雑時は早めに受け付けを終了する場合があります。

【持参品】①29年中の所得を証明する書類(源泉徴収票など。事業所得や不

申告相談会を開催します

の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

◆**本人確認書類の提示例**

【例1】マイナンバーカード(番号確認書類と身元確認書類を兼ねる)

【例2】個人番号通知カード(番号確認書類)と運転免許証や公的医療保険の被保険者証など(身元確認書類)

動産所得がある人は、売り上げ、仕入れ、経費を集計した帳簿など)②医療費の控除を受ける場合は領収書、医療費通知書③国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除を受ける場合は控除証明書④本人確認書類⑤印鑑

◆確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページ(www.ita.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成・提出することができます。

◆申告に関する問い合わせ先

【所得税、消費税の確定申告】

銚子税務署 ☎0479-22-1571

【市・県民税の申告】

税務課市民税班 ☎73-0087

この制度は、29年分の所得税、30年度の個人住民税から5年間適用されます。

◆申告時に必要な物

①一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(インフルエンザワクチン接種の領収書や定期健診の結果通知表など)②セルフメディケーション税制の明細書

※対象となる医薬品や制度の詳細は厚生労働省ホームページ(www.mhlw.go.jp)で確認できます。

※制度の適用を受ける場合、現行の医療費控除を受けることはできません。また、健診(検診)などの費用は、制度の対象にはなりません。

◆手続きには「明細書」の添付を

医療費控除またはセルフメディケーション税制の適用を受けようとする場合は、29年分の申告から、領収書の添付に代わり、「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」が必要となります。

医療保険者から交付された医療費通知書(健康保険組合など発行の「医療費のお知らせ」など)を添付する際は、明細の記入を省略できます(セルフメディケーション税制を除く)。

なお、31年分までの申告については、これまで通り領収書の添付によることも可能です。また、領収書は5年間の保存義務があります。

☎税務課市民税班 ☎73-0087